

# 滙劃に就いて

入江 傳

## 一 事變と滙劃

昨年八月十三日上海郊外に於て日支全面的抗爭の口火を切るや否や國民政府は非常時對策として先づ銀行金融に關する緊急條令を發布した。其の中に銀行小切手を滙劃化するといふ一項があつて吾國朝野の注目する處となつた。

此の小切手の滙劃化といふ一項は始めから國民政府の發意ではない。八月十五日發布の緊急銀行條令は左記七項であつて此の滙劃化の一項を含んでゐない。此の事は注目すべき事である。

一、八月十六日以後銀行及び錢莊の預金者は毎週各自の預金殘高の五パーセントに限り法幣を以て引出す事を得、但し毎週百五十拾弗を越ゆるを得ず。

二、八月十六日以後拂込まれたる預金は新約たると否とを問はず其の金額を限り法幣を以て引出す事を得。

三、期日前の定期預金は自由に引出す事を得ず。期日到來の定期預金にして繼續せざる分は當座預金と認め第一項の適用を受くるものとす。

四、定期預金證書は銀行の承諾ある場合は借入金金の擔保となす事を得、但し借入金金は各口座毎に千弗を越ゆるを得ず。二千弗以下の定期預金證書は額面の五〇パーセントの借入をなす事を得。但し此の場合は各口座毎に一回限りとす。

五、工場、會社、商會或は政府の機關にして賃金給料及び軍費の支拂に當り法幣を要するものは取引銀行と特約を結び必要額を引出す事を得。

六、銀行並に顧客の送金は法幣を以て受拂さるるものとす。

七、此の非常時立法は戰鬪行爲停止と共に效力を失ふ。

以上七項は戰爭突發に當り經濟界の急變を防止せんとしたるものであるが資本逃避並に法幣退藏を回避せんとするの餘り、流通要具の不足を齎し其の結果信用收縮を招來して一般經濟取引を阻害する點を閉却したものである。

茲に於て上海銀錢業公會は自衛的補則を進言した。第一次補則は八月十六日公布されたが此の中には滙劃の思想は潜在してゐるが未だ文字は使用されてゐない。八月二十日の第二次補則は上海地方の特別條令と思はれるが茲に始めて滙劃の文字が法文化されてゐる。兩者の内容は大體同じであるが八

月二十日の第二次補則の内容は左の通りである。

- 一、銀行又は錢莊の振出小切手は滙割と捺印すべき事。滙割とは上海の銀行又は錢莊間に限り流通するものにして法幣又は外國爲替と兌換し得ざるものとす。
- 二、本年八月十二日以前に發行されたる銀行錢莊及預金者の振出小切手は滙割手形と認めて取扱ふべき事。
- 三、營業上必要あるときは銀行及錢莊は滙割手形に限り緊急銀行條令の規定を超へて發行する事を得。
- 四、新規に拂込みし預金は其の勘定の性質に従ひ法幣或は滙割と明記し、引出しに當つても其の性質に應じて夫々支拂はるゝものとす。

此の補則を按ずるに預金の移轉を許して商取引決済に資せんとしたものである。即ち資本逃避、法幣死藏を防止するために法幣による預金の引出は禁止するが預金の振替移轉を許し法幣不足を補はんとするものである。

換言すれば緊急銀行條令が一銀行又は一錢莊毎に預金を封鎖せんとしたのに對し補則は封鎖範圍を擴大して支那銀行錢莊を一丸とした綜合封鎖預金となし此の封鎖圈内に於ては預金の振替移動を許すものであつて、其の預金移動の手段たる手形に振替移動の特質を課するものが實に滙割である。

## 二 滙割の意義

滙劃は上海音に従つて Wei-wah と稱し又其の性質上 transfer dollar と云ふ。元來錢莊の所産であつて文字の意味は相殺の謂と考へる。此の語は錢莊の營業上特別の内容を意味するに到り、更に上海金融界に普及するに及んでは再び其の概念が變形させられてゐる。筆者は之れを定義して、手形（約束手形、爲替手形並に小切手を含む）に「手形交換にて決済さるべし」との制約を課する抽象的概念となすが例外として「若し現金償還の請求ある場合には期日の翌日之れに應ず」と云ふ特權を認める者である。此の定義は筆者が錢莊に關し支那學者の書を繙いて得た處であつて、支那人學者の説ではなす。

滙劃を抽象的概念となす理由は滙劃手形が錢莊の營業上の基礎となり錢莊のコール取引並に手形交換制度と相俟つて次章に詳述する様に、支拂準備金なくして滙劃手形を振出し投資に充て得る點に滙劃の本質を認むるからである。

滙劃は以上の通り手形に流通上重要な支障とも思はれる制約を課するものであるから此れが流通する社會は特殊の信用組織を構成してゐる。其の事は次章に譲るが事實は上海に於て支那商人の大部分が滙劃手形の取引者であり、支那商人との取引には従つて滙劃手形を拒否する事は出来なかつた。乍ら滙劃手形が國民政府民國十八年制定の手形法（爲替手形、約束手形及び小切手を含む）上認められなす事は注目すべき事である。

滙劃手形は莊票、滙票支票及び其他の總稱であるが莊票は就中最も流通されてゐる。錢莊の振出す約束手形の一種である。滙票は錢莊の振出す送金用爲替手形であり、支票は顧客が錢莊に對し振出す小切手である。此等は即期即ち一覽拂と定期拂の兩種がある。夫等の形式も種々雜多であり手形法の要求する様式を具備せざるのみならず、此等證券の根本的特質として券面に記載されてゐる「滙劃」「雙力」「二時以後明日拂」等の文言も手形法上無効である。國民政府は錢莊をして手形法に準據せしめんとするに對し錢莊側は滙劃の特質を認容する特別法の制定を求めて其の間今日迄何等の決定を見ない。即ち手形法第九條は「本法ニ規定セサル事項ハ之レヲ手形ニ記載スルモ手形法上ノ效力ヲ生セス」又第十八條は「手形上ノ權利ヲ行使シ又ハ保全センカ爲メニ手形關係人ニ對シ爲スヘキ行爲ハ其ノ營業日ノ營業時間内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス」と規定してゐる。之に對して錢莊の同業組合規則ともいふべき上海市錢業業規（民國二十二年修訂）第十六條に「すべて銀圓の收支に際しては其の票據上に「滙劃」の文字あるものを提示して當日現金支拂の請求をなす者は翌日受渡さるものとす」と規定して滙劃の特權を擁護してゐる。かくて手形法上無効であり、且は流通上重大な支障と思はれるにも不拘、事實に於ては滙劃の特質が尊重され事變前の上海には滙劃手形が氾濫してゐた。

上海の銀行を錢莊、支那新式銀行、外國銀行の三者に區別すると錢莊は滙劃手形、外國銀行は劃頭手形（滙劃手形と對立するもので現金拂を原則とするもの）を夫々專用するに對し支那新式銀行は兩

## 上海に於ける支那新式銀行及錢莊手形交換高

(單位百萬弗又へ百萬兩)

滙割に就いて

支那新式銀行(弗貨)			年 代	錢 莊 (滙割)			
割 頭	滙 割	合 計		兩 貨	弗 貨 換算高	弗 貨	弗貨合計
			1927	8,092	11,318	1,506	12,824
			1928	9,471	13,246	1,849	15,096
			1929	10,463	14,633	2,309	16,943
			1930	13,416	18,764	2,918	21,682
			1931	16,622	23,247	4,066	27,313
			1932	10,640	14,881	2,649	17,531
1,023	831	1,854	1933	1,860	2,602	11,206	13,808
1,582	1,657	3,239	1934			14,560	14,560
1,857	1,858	3,715	1935			13,583	13,583
3,740	2,243	5,983	1936			16,481	16,481
			1937				
288	227	515	Jan.			1,459	1,459
316	229	545	Feb.			990	990
338	265	603	Mar.			1,161	1,161
405	375	780	Apr.			1,367	1,367
377	373	750	May.			1,478	1,478
459	371	830	June.			1,419	1,419

(Central Bank of China Bulletin)

Sept. 1937 ヲリ

者併用である。而も三者夫々專屬の手形交換所を有し、其の交換方法も三者三様である。特に外國銀行の分は所屬の買辨が手形交換組合を組織する爲め最も支那的であり統計すら發表されてゐない。

今錢莊と支那新式銀行の手形交換高を見るに別表の通り一九三六年度に於て前者壹百六拾四億、後者五十九億合計二百二十四億に達するが其の中滙割手形は百八十七億實に八割以上に達してゐる。此の數字は上海金融界に於ける滙割手形の重要性を明示して剩す處がないと共に手形法の無

力を裏書してゐるものである。

### 三 滙劃と錢莊

滙劃が手形に流通上支障となるべき制約を課するものであるから滙劃手形の流通範圍が特殊な信用組織である事は既に述べた處である。此の特殊性は手形交換決済に對する信認であり、同時に支拂人たる錢莊に對する信用が極度に高いことでなければならぬ。茲に謂ふ錢莊は上海市中に於て煙草屋や兩換を兼營してゐる三流錢莊ではない。滙劃莊とも稱し堂々たるビルディングを建て、銀行業務を營むものの謂である。彼等は事變前五十軒足らずを數へ其の資本も平均四十萬弗弱に過ぎない。今前章の錢莊手形交換高の中昨年五月の十四億七千八百萬を假りに十五億と概算して一軒當り手形交換高を算出すると一日平均約百萬弗となる。實に毎日資本金の二倍以上の手形交換を續ける事となる。是實に滙劃の特權でなければならぬ。

錢莊が如上の信賴を獲得し上海金融界に罕平たる地位を占むるに至つた事情に關しては今茲に詳述する暇はないが簡單に綜合すれば錢莊自身資産家の經營である外に

一、無限責任である事

二、錢莊同業の團結強く相互扶助に努める事

三、錢業閉業するも其の振出莊票は優先的に償還を受け得る事

四、對人信用を主とし商人に親まれた事

等を擧げ得るであらう。翻つて上海金融界を顧みるならば幣制の統一は一九三五年即ち最近の事に屬し銀行制度の發達は猶遅々として過去十年の間に於ては錢莊を除いて金融機關としては外國銀行あるに過ぎなかつた。

通貨は銀本位であり、紊亂不統一であつた事は詳述する迄もなく讀者の熟知せらるる處であらう。此の社會事情の下に發生して取引社會の要求に合致し錢莊は社會の信頼を獲得し莊票は現銀の代表物として唯一の流通要具の地位を占むるに到つたのである。

乍然、此滙劃手形たる莊票の流通は單に上海に流通要具を供給した許りではない。錢莊にとりては現金拂の請求が殆んどない債務であり、よしあつても一日の猶豫を享け得るため好都合な債務である。従つて錢莊は支拂準備なくして莊票を振出す事が可能となるのである。錢莊が對物信用を重視せず對人信用を主とし得るも亦此の無準備發行可能なためである。楊蔭薄は其の著中國金融論二二八頁に此の事情を次の様に説明してゐる。

「錢莊の發行する莊票は多くは一部の準備金を設置すると雖又毫も準備金なくして發行するもの亦實例に乏しからず(中略)錢莊の求むる處は莊票の期日前に貸出先より資金を回收し得れば準備金の有無は特に足らず」

滙劃に就いて



此の説明は錢莊の營業振りを故意に修飾してゐる傾がある。右の中の「貸出先より資金を回收すれば」といふ意味を廣義に解し「莊票の期日に際し其の決済資金を調達し得れば」と訂正して始めて實情に即するものである。此の事は以下の手形交換に於て明白になるであらう。

錢莊の手形交換は誠に異色あるものである。錢業準備庫設立前に於ては交換尻の適當な決済方法がなかつたため各錢莊は交換尻を生じない様に豫め調整する必要があつた。即ち當日の交換尻が勝であれば其の金額をコール市場に放出し、負けであれば亦コール市場にて調達するのである。其のため不渡手形を回避する事も想像以上であつて手形交換方法も間接交換とも名付くべきものである。即ち各錢莊は午後二時迄に入れた莊票其他を支拂錢莊別に一括して支拂錢莊に提示する。支拂錢莊は之等を點檢して錯誤なければ此の莊票類は自店に留保し、其の總額に對し公單といふ交換専用の小切手を振出し夫々受取錢莊へ送付する。手形交換は實に此の公單の持出によつて決済されるのである。

手形交換が技術的要求によつてコール市場と密接な關係にあるは以上の通りであるが元來錢莊は無準備で莊票を振出し顧客への貸出に充ててゐるから交換尻の調整は當然コール市場の股盛を促してゐる。滙劃莊間に於てはコール放出に當り相手方を選択する事は稀である、又莊票が外國銀行又支那新式銀行に預入れられて錢莊領域から逸する額は比較的少ない。其の結果コール市場は需給が割合に調整されてゐる。(非常時其の他特殊の資金を外國銀行に仰いだ時代もあり、又現在に於ても新式銀行

より融資を仰いで居る額は巨額に上るが今は省略する)

かくて錢莊は無準備にて莊票を發行しても期日にはコールロンを借入れる事に成功すれば何等不都合を生じない。即ち一片の紙片を莊票として社會に供給し其の決済に當つては同業者への債務と轉化し、無より資金を創造する事となる。此れ實に錢莊經營の根本的特權であり又滙劃の存在理由であると筆者は考ふるのである。

#### 四 滙劃と劃頭

滙劃は錢莊の所産であるが上海支那商人間は申すに及ばず之れと取引する外人も拒否する事の出来ない實際は既に述べた處である。外國銀行も嘗つては先日付の莊票を劃引いた時代もあつて支那新式銀行が諸制度を日本並に歐米の範に従つてゐるとは云へ、此の滙劃を抹殺する事は出来なかつた。然し外人間には現金拂が原則で横線小切手を除き滙劃に類する慣習はない。従つて支那商人或は錢莊が外人の現金拂を原則とする慣習に接觸するに及んで滙劃と區別する必要を生ずるに至つた。即ち滙劃手形に對比して外人振出の小切手其他現金拂原則の手形類を劃頭と名付くるに至つた。

元來外國商人は錢莊に預金勘定を開かないものである。内容が不透明であり、習慣が複雑で正確を要する金融機關としては信頼に足らないと考へるからであらう。商人に於て然り。況んや外國銀行に

32:

於ておやである、其の結果此等外國側に受入れられた莊票は錢莊の手形交換にて決済され同業者への肩代りに轉化する事は出来ない。又莊票の流通上からも亦外國銀行の勢力からも錢莊は滙劃の特質を強制する事は出来ない。其の結果、例外規定と考へてゐた現金拂は翌日廻しとの規定を準用して外國銀行に對しては期日の翌日現銀支拂ひをなす慣習が醸成された。然し現銀を實際に受渡すのは相互に不便であり同時に費用を伴ふから、手形交換所間に融通の途も考へられてゐる。然し滙劃と劃頭に關して次の様な方法も亦實際行はれてゐた。

例へば臺灣銀行が拾萬元の莊票を顧客の爲めに取立てるとする。同行は期日の翌日之れを支拂錢莊Aに呈示する。Aは此の莊票に對し現銀を拂ふ代りに市場に於て劃頭の賣手を求むる。偶々B錢莊が五萬元の朝鮮銀行小切手を有し、C錢莊が更に住友銀行五萬元の小切手を賣る事を發見すればAはB、C兩者に肩代りを求める。此の場合Aは莊票期日の翌日提示を受けてゐるので既に一日分の利息收得済である。さればAはB、Cに夫々一日分の利息を當日のコール市場利率に従つて補給する。

此の利息を特に劃頭加水と名付けてゐる。かくて、B、Cは夫々取立の煩を逃れA亦莊票の決済を完了して臺灣銀行が朝鮮住友の兩行から十萬元受取る事となる。

手形交換所間の決済方法も莊票は常に期日の翌日實行されてゐるから、劃頭加水は錢莊間に收授されて毎日コール市場に上場されてゐる。

其の結果滙劃劃頭の對立のみが強調されて支那新式銀行特に外國銀行方面には滙劃の本質を忘却する傾向がある。即ち滙劃は明日の金劃頭は當日の金といふ考へが普及してゐる。此等の思想は更に發展して上海には劃頭、滙劃といふ二種の貨幣單位又は通貨があると説く支那人すら出現してゐる。滙劃を滙劃手形の略稱として普通名詞と解するは許すとしても貨幣單位又は通貨となす事は今更詳述する迄もなく滙劃の起源を忘れたものと云はなければならぬ。

翻つて今回の第二次補則を顧みると明に滙劃手形を定義して

一、銀行並に錢莊間に限り流通すべき事

二、外國爲替並に法幣と兌換せざる事

と規定してゐる。此れは銀錢業公會の進言であつて流石に滙劃の本質を傳へてゐると云はなければならぬ。然るに昨年八月以來諸學者の滙劃に關する説明は區々である。支那、財政通貨の權威と云はれるイー・カン氏の説は左の通りである。(Finance and Commerce, Sept. 26th 1937)

一、滙劃は通貨に非ずして銀行決済の爲めの取極めである

二、滙劃は封鎖された預金勘定である

三、國民政府は滙劃の存在を認めない

四、支那銀行に在る一切の預金はたとへ預金者が利用出来なくとも法定通貨の形で存在する

滙劃に就いて

五、支那銀行の一切の債権は法定通貨の形で存在する。即ち支那銀行は所謂滙劃として振出された小切手を受入れる義務なきものである。

六、銀行は滙劃小切手の發行を強制されるものではない。

右の中、第一項の銀行決済に伴ふ取極めとなす點は首肯出来るが第二項の様に封鎖された預金勘定とする點は賛成し難い。第三項の國民政府認定の問題は既述の通り今回事變迄は手形法上無効の記載であつたが實際は治外法權を有する外人も外國銀行も屈從してゐた譯であり、今回の事變に際しては第二次補則として發布された以上カン氏の誤解である。第四、第五に於てカン氏は何故銀行の債権債務が法定通貨の形である事を高唱するか動機不明である。既に第一項に於て銀行決済の取極めであると認むる以上預金貸金の貨幣單位を論ずる必要はあるまい。最後に第五項後段並に第六項の支那銀行が滙劃小切手受入の義務なしとするは滙劃の立法化が銀錢業者の進言に基く事實を忘れたものである。之れを要するに同氏は滙劃が錢莊の特權として永く實行され又昭和七年の第一次上海事變の際も自衛手段として實施された事實を知らないものであらう。

次に第二次補則の滙劃が錢莊の滙劃と根本的に相違するとなす人々がある。昨年八月廿八日付東洋經濟新報「支那の戰時體制」並に支那人 George H. Chang (Central Bank Bulletin Sept. 1937) であるが特に注目すべきは上海商工會議所會頭吉田政治氏の説である。(本年四月十一日付ダイヤモンド所載「國民

政府の新爲替政策と法幣の運命」中の一節)

「滙劃通貨は外國爲替にも紙幣にも換へる事が出来ず只國內取引のみ使用せらるべき振替通貨である」「之れは元來紙幣なり外國爲替に當然換へ得る資格を有つた小切手類に對し國民政府が突如として右の如き制限を加へたものである」

と説いて居られるが右の中「滙劃は當然紙幣なり外國爲替に換へ得る」といふ考へ方に異説を抱くは讀者の御了解下さる事と思ふ。更に國民政府が突如として制限を加へたものといふ點は銀錢業者の建言に基き第二次補則發布に到つた經過を無視するものである。

筆者は滙劃の本質は手形交換にて決済すべき制約を手形に課するものと定義し、今回の滙劃政策も此の一般に親まれた特質に依つて預金封鎖を斷行したものであり、其の間本質的相違はないと考へる。強いて相違點を求むれば從來例外として一日の猶豫を以て現金拂に應じた制度を廢止したに過ぎない。此の現金拂は錢莊にありても皆無ではなかつたが、云ふに足りない小額であつた。又外國銀行との決済も莊票の交換高から判ずれば九牛の一毛を出でないであらう。第二次補則發布後外國銀行は一切の滙劃手形受入を廢止し支那側との決済は政府系三銀行との間に特約を結んで行ふ事になつた。従つて第二次補則に於ける滙劃は根本的修正を受けてゐるとは斷ぜられない。

最後に今回の滙劃政策が敗戦支那の戦時對策として如何なる効果を擧げたかは筆者の最も興味を覺ゆる點である。乍然昨秋筆者が上海を離れてから、其實情は勿論手形交換高すら入手出来ない。従つ

て詳細な批判は後日に譲らなければならぬのを遺憾とするが八十年間の慣習と廣汎な流通性は一朝に覆されたと想像する事は出来なす。Finance and Commerce に據れば滙劃手形が法幣に對して附されてゐる割引率も大體低率で滙劃政策も先づ所期の目的を達してゐると思はれる。

滙劃手形は第二次補則發布以來從來の劃頭加水と本質的に相違する割引を附されてゐる。

此の割引は流通上の制限に基くものであつて當初六分乃至四分であつたが其後今春にかけて低率となり、最低七厘五毛に達してゐる。蓋し事變突發と滙劃政策發表に伴ふ衝擊を受けて高率であつたものが時日の経過と共に在來の滙劃と根本的に相違ない事が了解せられ、かくは低下したものと考へる。爾來爲替相場の強弱を反映し三月頃から騰勢に轉じ五月初旬三分六厘、同月末對英爲替相場が十片臺に陥落すると五分擲に躍進してゐる。

此の割引率の騰貴とても所謂ブロックト、カレンシイの割引率に比べると同日の談ではない。此の低率は滙劃政策の効果を批判するに當つて現在筆者唯一の指針である。

乍然、此の低率に對しては支那人の國民性を忘却してはならない。社會事情、信用組織が如何に特殊であるとしても、平均四十萬弗弱の小企業錢莊を曾ては上海金融界の王座に据へ滙劃手形を上海に氾濫せしめた、國民性は又崩壞必至の貨幣制度にも滙劃政策にも其の盲信性を發揮してゐると云はなければならぬ。彼等としては現在唯一「沒法子」と諦めるより外に仕方がないのかも知れないが、そ

れならば、自國軍隊によつて決河された黄河の洪水に自失してゐる惨れな農民に彷彿たるものがある。

今や上海に於ては眞正な日支經濟提携計畫が着々進められてゐる。筆者は支那特有とも云ふべき滙劃が今後の開發に至大の影響あるを思ひ所見を披歴した次第であるが、其の改廢指導は擧げて識者の研究に一任し度い。錢莊が徒らに舊來の傳統を墨守し邦人の金融機關としての機能を缺ぎ、又支那商人が未だ封建時代の迷夢醒めず大企業經營の才に乏しきを附言して經濟開發に對し遠大な計畫を希望すると共に、内地に於て横線小切手益々流通する事實に鑑み滙劃自體に對しては筆者の執着を表明するものである。